

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進業務 委託仕様書

1 委託業務名

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進業務

2 目的

県内の中山間地域では、高齢化等により人材や担い手が不足し、農業生産・農地維持活動の継続が困難な状況であり、集落機能の低下が進行している。こうした中、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等に取り組む農業者が主体となり、非農家を含む多様な地域の関係者と連携し、集落ぐるみで農業生産・農地維持活動、集落機能の強化に取り組む農村型地域運営組織等の形成を図る必要がある。

本業務では、上記を踏まえ、農村RMOを実践している地域課題解決のための取組支援、農村RMOの実施意向がある地域での合意形成活動及び事業のPRによる新たな地域の掘り起こし活動等地域の状況に応じた支援活動を実施するとともに上記地域内の市町村で支援チームの結成支援を行うことで、効率的に農村RMOの形成を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月19日まで

4 委託費の上限

4,796,550円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

下記（1）～（5）について、県及び市町村等関係者と十分協議の上、協働して実施するものとする。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大など、事業の進捗に影響を与える事象が発生した場合は、支援活動の一部をオンライン形式に切り替えるなど、柔軟な対応を図ること。

（1）農村RMO協議会を形成した地域の活動支援

農林水産省所管の令和6年度農村型地域運営組織モデル形成支援の対象となる2地域（真庭市吉地区、美作市）に対して、次の取組を実施

- ア 農村RMOとして活動するために必要な将来ビジョンの作成又は改定に向けた支援
- イ 地域の課題解決に向けた相談対応（ただし、美作市は除く。）

（2）農村RMOの実施意向がある地域での合意形成支援

昨年度、実施意向地域に選定した津山市（加茂地区、田辺地区）及び美咲町（全域）に対して、地域づくり関係の専門家を派遣し、農村RMOの協議会に係る合意形成を図る。

- ア 制度の理解や体制づくり等に必要な説明会の開催

イ 地域課題の把握に向けたワークショップ等の開催

(3) 農村RMOの新たな実施意向地域の掘り起こし

新たに実施意向地域を選定するため、制度のPRや関心を示した地域へのアプローチを行う。

ア 県が作成する農村RMOのPRチラシに対する専門的見地からのアドバイス

イ 農村RMOの周知活動

ウ 掘り起こしに向けた地域説明会の開催

(4) 市町村支援チームの推進

(1)～(3)に該当する地域を所管する市町村に対して地域の活動をサポートする市町村支援チームの結成を図る。

ア 市町村職員に対する制度の周知、取組事例の紹介及び管内の地域の情報を提供

イ 市町村各部局の連携をサポート

(5) 事業実績報告書の作成

委託業務終了後、次の内容を含む事業実績報告書を作成すること。

ア 各地域での活動状況を整理するとともに、参加者へのアンケート結果（実施した場合）、地域への聞き取り等を分析し、課題や提言を提示

イ 農村RMOの推進に係るノ（掘り起こし、合意形成、組織の立ち上げ等）を県及び市町村等へ共有するための資料を作成

6 実施体制

(1) 本業務の実施に当たり、必要に応じて適正な人員を配置することとし、事業の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡を密に行い、事業の進捗を管理する総括責任者を1名配置すること。ただし、専任である必要はない。

(2) 本業務の実施に当たり、地域と企画・連絡等の調整を行い、伴走支援するコーディネーターを1名以上配置すること。

(3) 本業務の実施に当たり、会計、人事管理等の庶務に関する担当者を明確にすること。

(4) 本業務の実施に当たり、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にした実施体制表及び事故、自然災害など緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等について、書面を県に提出すること。

(5) 総括責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

7 業務委託費の範囲

業務委託費には、上記に関わる業務に必要な人件費、報償費、旅費、宿泊費（事業参加者及び自治体職員等に係る経費は含まない。）、会場費、消耗品費、企画立案費、調査・打合せ業務等に要する経費を含むこととする。

8 業務実施について

受託者は、契約締結後速やかに、業務の進め方について県と協議し承認を得ること。また、業務の実施に当たっては、県、対象とする市町村等と十分協議した上で行うこと。

9 納品物及び納品場所

(1) 納品物

- ・事業実施報告書（紙媒体1部、電子データ一式）

(2) 納品場所

岡山県農林水産部農村振興課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

10 支払条件等

全ての業務が完了し、県の実施する全ての検査に合格した後、受託者からの請求により一括して支払う。ただし、受託者からの申し出により、本業務の遂行上必要があると認められるときは、概算払いをすることができる。

11 業務の履行に関する措置

- (1) 本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、岡山県は受託者に対して、その理由を明示した書面等により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。
- (2) 受託者は、上記要求があった場合は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求があった日から10日以内に岡山県へ通知しなければならない。
- (3) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。
- (4) 災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が調わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。
- (5) 委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

12 契約に関する留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得なければならない。
- (2) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。また、本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合は、当該第三

- 者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得たデータ等、全ての情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は本業務の実施にあたり、岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号）を遵守し、個人情報の保護については十分留意し、漏えい、滅失及びき損等を生じないこと。
- (5) 著作権等に関すること
- ア 本業務により得られた成果は県に帰属するものとする。
- イ 本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ウ 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。
- エ 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- オ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) ただし、以下の著作物に該当する場合は、前項の適用を除外する。
- ・受託者や再委託先が所有しているマッチングサイト
- (7) 本委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。
- (8) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項が発生した場合については、県と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。